

訪問看護契約書・重要事項説明書

【 介 護 保 険 】

ISM 訪問看護ステーション

2019.10.01 改定

2020.11.01 改定

2021.04.01 改定

2024.04.01 改定

2025.04.01 改訂

2026.06.01 改訂

訪問看護契約書 【介護】

第1条 (契約の目的)

ISM訪問看護ステーション（以下「ステーション」という）は、利用者に対し、介護保険法令の主旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問看護を提供し、利用者は、施設に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条 (契約期間)

1. この契約の契約期間は令和 年 月 日から利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間満了日までとします。
2. 契約満了の2日前までに、利用者からステーションに対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条 (訪問看護計画)

ステーションは、利用者の身体状況や療養生活全般を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「訪問看護計画」を作成します。ステーションはこの「訪問看護計画」の内容を利用者およびその家族に説明します。

第4条 (訪問看護の内容)

1. 利用者が提供を受ける訪問看護の内容は【訪問看護重要事項説明書（以下「説明書」という）】に定めたとおりです。ステーションは、説明書に定めた内容について、利用者およびその家族に説明します。
2. ステーションは、サービス従業者を利用者の居宅に派遣し、訪問看護計画に沿って説明書に定めた内容の訪問看護を提供します。
3. 第2項のサービス従業者は、看護師または准看護師、リハビリスタッフです。

第5条 (サービスの提供の記録)

1. ステーションは、訪問看護の実施終了時に、サービス内容及び必要事項について利用者より確認を受けるものとします。
2. ステーションは、サービス提供記録を作成・整備し、この契約終了後2年間保管します。
3. 利用者は、当該利用者に関するサービス実施記録の複写の交付を受けることができます。

第6条 (料金)

1. 利用者は、サービスの対価として説明書に定める利用者単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
2. ステーションは、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月10日前後の訪問日に利用者にお渡しします。
3. 利用者は、当月の料金の合計額を翌月26日にご指定の金融機関の口座振替にて支払います。何らかの事情により口座振替ができない場合は、翌月10日前後に現金又は銀行振込にて支払います。
4. ステーションは、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。但し、口座振替の場合は、入金確認後、翌月請求書とともにお渡しいたします。また、銀行振込の場合は、振込明細書等をもって領収書とします。
5. 利用者は、居宅においてサービス施設がサービスを実施のために使用する水道、ガス、電気、電話の費用を負担します。
6. 昭島市内・立川市（一部）内の利用者に係る訪問の為の交通費は戴きません。また両市以外でも当ステーションから1km20円で交通費を戴く場合は、事前に文書にて同意を戴くものとします。

第7条 (サービスの中止)

利用者は、ステーションに対して事前に通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。

第8条 (契約の終了)

1. 利用者はステーションに対して、1週間の予告期間をおいて通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
2. ステーションは、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間をおいてその理由を通知することにより、この契約を解除することができます。
3. 次の事由に該当した場合は、利用者は通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。

- ① ステーションが正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ② ステーションが守秘義務に反した場合
- ③ 利用者やその家族が、弊社スタッフに対して社会通念を逸脱する行為を行なった場合
- ④ ステーションが破産した場合

4. 次の事由に該当した場合は、ステーションは通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- ① 利用者のサービス利用料金の支払いが1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず支払われない場合
- ② 利用者またはその家族がステーションやサービス従業者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行なった場合
- ③ 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合または利用者の入院・入所等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合

5. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合。※ただし、利用者の希望により在宅復帰後から再開可能。(要相談)
- ② 利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
- ③ 利用者が死亡した場合

第9条(秘密保持)

1. ステーションおよびステーションの従業員は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
2. ステーションは、利用者から予め文書で同意を得ない限り、利用者の個人情報を用いません。
3. ステーションは、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、当該家族の個人情報を用いません。

第10条(賠償責任)

ステーションは、サービスの提供にともなう、ステーションの責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第11条(緊急時の対応)

ステーションは、現に訪問看護の提供を行なっているときに、利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第12条(連 携)

1. ステーションは、訪問看護の提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
2. ステーションは、この契約の内容が変更された場合またはこの契約が終了した場合は、その内容を速やかに介護支援専門員に報告します。なお、第8条2項または4項に基づいて解約通知をする際は事前に介護支援専門員に連絡します。

第13条(相談・苦情対応)

利用者からの相談、苦情に対する窓口を設置し、訪問看護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第14条(高齢者虐待防止について)

ステーションは、利用者も人権擁護、虐待防止のための責任者(管理者)を設置し、必要な体制の整備を行うとともに、看護師等に対し研修を実施する等の措置を講じます。

第14条(本契約に定めのない事項)

1. 利用者およびステーションは、信頼誠実を以ってこの契約を履行するものとします。
2. この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

第15条(サービス利用にあたっての禁止事項)

1. 職員に対する暴言・暴力、いやがらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
2. パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為
例) 物を投げる、机や壁を叩く・蹴る、手を払いのける、唾を吐く、怒鳴る、大声、威嚇的態度、理不尽な要求
身体に触れる、ヌード写真を見せる、性的な話しをする等
3. 無断で職員の写真や動画を撮影すること、また無断で録音をおこなうこと
4. その他全各号に準ずる行為
上記行為等により、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービスの中止や契約を解約する

ISM 訪問看護ステーション

重要事項説明書 [介護]

2021.04.01 改定

1. ISM 訪問看護ステーションによる訪問看護の概略

ISM 訪問看護ステーション・ISM 介護予防訪問看護ステーション（以下「ステーション」という）が訪問看護を提供する事により、家庭における療養生活を支援し、その心身機能の維持回復を目指し、生活の質の確保を重視した在宅療養が維持できるように支援します。訪問看護師は、訪問看護に必要な知識、技術と人間性を磨き、必要な訪問看護の提供ができるように努めます。

事業の運営にあたって、市及び保健、福祉サービス、医療機関、施設の諸サービスと密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めます。

- 事業所名 ISM 訪問看護ステーション
 - 所在地 昭島市昭和町5-9-10アクアシティ昭島301
 - TEL 042-519-1590 (直通)
 - FAX 042-519-1591
 - 介護保険事業所・事業所指定番号 1364090074
 - サービスを提供する地域 昭島市、立川市(一部)
 - サービスの提供時間
 - 営業日 月曜日～金曜日 午前8時45分から午後5時45分
 - 休業日 土・日・祝日及び年末年始(12月30日～1月3日)
- 緊急時の対応は、24時間電話相談等は可能です。
緊急時訪問看護の体制を取っていますが、利用者さまは契約が必要となります。
- 訪問時間 ① 30分未満
② 30分以上1時間未満
③ 1時間以上1時間30分未満
④ 理学療法士等による訪問看護の場合1回20分

2. サービスの内容

主治医の「訪問看護指示書」に基づいて、居宅サービス計画に沿って訪問を行ないます。

- ① 病状に合わせた看護をいたします。
 - ・ 病状の観察と判断(血圧、体温、脈拍、呼吸の測定)
 - ・ 食事、清潔、排泄、移動の介助
 - ・ 薬の飲み方と管理
 - ・ 精神、神経面のケア
 - ・ リハビリテーション
 - ・ 医師の指示による医療処置(床ずれの手当、傷の手当、各種カテーテルの管理、吸入、吸引、在宅酸素の管理、その他)
 - ・ ターミナルケアや療養生活に関する相談、助言
- ② 主治医との連絡、調整
 - ・ 主治医への病状の報告と相談
 - ・ 主治医からの治療方針と指示を受ける
 - ・ 緊急時の対応

3. 高齢者虐待防止

- ① 研修を講じて、看護師等の人権意識の向上や知識の向上に努めます。
- ② 訪問看護計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ③ 看護師等が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整える他、看護師等が利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

4. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

介護保険対象の方は、ケアマネージャーや病院からの指示などによる訪問看護の申込みが必要となります。

(2) サービスの終了

①利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出下さい。

②施設の都合でサービスを終了する場合

人員不足などやむをえない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合は、終了1ヶ月前までに通知いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がない場合でも自動的にサービスを終了します。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

④その他

- ・当ステーションが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者の家族に対して社会通念を逸脱する行為を行なった場合、または当ステーションが破産した場合。
- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上延滞し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、支払わない場合、利用者や利用者の家族などが当ステーションや、サービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行なった場合、正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または利用者の入院・入所等により3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが、明らかになった場合は、通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

(3) サービス利用に際してのお願い

- ・病状の変化などで看護師への連絡が必要な場合は、サービス提供時間内の場合は当ステーションに連絡してください。サービス提供時間外の場合は緊急連絡先（携帯電話）に連絡してください。直接担当看護師の自宅には連絡できません。
- ・サービス従業者に看護以外の個人的な要件を依頼することはできません。
- ・看護の前後に手を洗いますので、水道を利用させてください。
- ・サービス従業者への茶菓の接待やお心づけは、一切しないようにお願い致します。
- ・訪問看護に対する疑問やご要望は、担当看護師または、当施設管理者へお申し出ください。

5. 相談窓口、苦情対応

当ステーションが提供するサービスについての相談や苦情については次の窓口で対応いたします。

担当窓口 管理者 花井 裕二

TEL 042-519-1590（直通受付時間 平日午前9時～午後5時）

FAX 042-519-1591

公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

○昭島市

昭島市役所保健福祉部介護福祉課

所在地 昭島市田中町1-17-1

TEL 042-544-5111 内線2147

FAX 042-544-5153

受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分

○立川市

立川市役所福祉保健部高齢福祉課相談係

所在地 立川市錦町3-2-26

TEL 042-523-2111 内線398

FAX 042-522-2481

受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分

○国保連

東京都国民健康保険団体連合会苦情相談窓口

所在地 千代田区飯田橋3丁目5番1号 東京区政会館10階

TEL 03-6238-0117

FAX 03-6238-0022

受付時間 平日午前9時～午後5時

訪問看護 単位数表(2026年6月～)

訪問看護費			単位数	
指定訪問看護 ステーション	20分未満		314単位	
	30分未満		471単位	
	30分以上60分未満		823単位	
	60分以上90分未満		1,128単位	
	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士		294単位(1日に2回を超えて実施する場合は90/100)	
定期巡回・随時対応訪問介護看護と連携			1月につき2,961単位	
加算・減算		単位数	加算・減算	単位数
高齢者虐待防止措置未実施減算		－1/100	専門管理加算(特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合)	1月につき＋250単位
業務継続計画未策定減算		－1/100		
夜間又は早朝の場合		所定単位数の＋25％	ターミナルケア加算	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアをおこなった倍＋2,500単位
深夜の場合		所定単位数の＋50％		
複数名訪問加算(Ⅰ)	30分未満の場合	プラス250単位	遠隔死亡診断補助加算	プラス150単位
	30分以上の場合	プラス402単位		
複数名訪問加算(Ⅱ)	30分未満の場合	プラス201単位	医療保険の訪問看護が必要であるものとして主治医が発行する訪問看護指示の文章の訪問看護指示期間の日数に月減算	1日につき－97単位
	30分以上の場合	プラス317単位		
1時間30分以上の訪問看護を行う場合		プラス300単位	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合	1日につき－8単位
要介護5の者の場合(定期巡回・随時対応訪問介護と連携)		プラス800単位		
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×90/100		初回加算(Ⅰ)	1月にプラス350単位
			初回加算(Ⅱ)	1月にプラス300単位
事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	×85/100		退院時共同指導加算	1回にプラス600単位
			看護・介護職員連携加算	1月にプラス250単位
特別地域訪問看護加算		所定単位数＋15％	看護体制強化加算(Ⅰ)	1月にプラス550単位
中山間地域における小規模事業所加算		所定単位数＋10％	看護体制強化加算(Ⅱ)	1月にプラス200単位
中山間地域に居住する者へサービス提供加算		所定単位数＋5％	口腔連携強化加算	1回にプラス50単位
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)		1月につき600単位	サービス提供体制加算(Ⅰ)	1回につき6単位
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)		1月につき574単位	サービス提供体制加算(Ⅱ)	1回につき3単位
特別管理加算(Ⅰ)		1月につき500単位	専門管理加算	1月に付き250単位
特別管理加算(Ⅱ)		1月につき250単位	介護職員等処遇改善加算	1月に所定単位数×18％
専門管理加算		1月に付き250単位		

介護予防訪問看護費		単位数			
指定訪問看護 ステーション	20分未満	303単位			
	30分未満	451単位			
	30分以上60分未満	794単位			
	60分以上90分未満	1,090単位			
	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	284単位(1日に2回を超えて実施する場合は50/100)			
加算・減算		単位数	加算・減算	単位数	
高齢者虐待防止措置未実施減算		－1/100	専門管理加算(特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合)	1日につき＋250単位	
業務継続計画未策定減算		－1/100			
夜間又は早朝の場合		所定単位数の＋25％	複数名訪問加算(Ⅰ)	30分未満の場合	プラス250単位
深夜の場合		所定単位数の＋50％		30分以上の場合	プラス402単位
1時間30分以上の訪問看護を行う場合		プラス300単位	複数名訪問加算(Ⅱ) 医療保険の訪問看護が必要であるものとして主治医が発行する訪問看護指示の文章の訪問看護指示期間の日数に月減算	30分未満の場合	プラス201単位
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		×90/100		30分以上の場合	プラス317単位
事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		×85/100			1日につき－97単位
特別地域訪問看護加算		所定単位数＋15％	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合		1日につき－8単位
初回加算(Ⅰ)		1月にプラス350単位	退院時共同指導加算		1回にプラス600単位
初回加算(Ⅱ)		1月にプラス300単位			
中山間地域における小規模事業所加算		所定単位数＋10％			
中山間地域に居住する者へサービス提供加算		所定単位数＋5％	看護体制強化加算		1月にプラス100単位
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)		1月につき600単位			
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)		1月につき574単位	口腔連携強化加算		1回にプラス50単位
特別管理加算(Ⅰ)		1月につき500単位	サービス提供体制加算(Ⅰ)		1回につき6単位
特別管理加算(Ⅱ)		1月につき250単位	サービス提供体制加算(Ⅱ)		1回につき3単位
専門管理加算		1月に付き250単位	介護職員等処遇改善加算		1月に所定単位数×18％
専門管理加算		1月に付き250単位			

その他の利用料の種類	利用料
キャンセル料	4,000円
交通費	昭島・立川・福生(一部)・武蔵村山(一部)からは請求しません。
	上記以外、20円/Kmで請求します。
死後の処置	27,500円(25,000円+消費税)